

長野工業高等専門学校研究倫理委員会規則

制 定 令和4年9月29日

最終改正 令和7年12月9日

(趣旨)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）内部組織規則第17条第2項の規定に基づき、本校研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- 一 研究における倫理的妥当性の審査に関すること。
- 二 研究倫理に関する規則等の制定、改廃及びその運用に関すること。
- 三 研究倫理意識の高揚を図るため必要な啓発及び研修に関すること。
- 四 所掌する業務の自己点検・評価に関すること。
- 五 その他研究倫理に関すること。

2 委員会は、必要と認めるときは、研究を行う者（以下「研究者」という。）に対し、研究実施計画の変更又は研究の中止を求めることができる。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長
- 二 各系長及びリベラルアーツ教育院長
- 三 校長が必要と認める者

2 前項第三号に掲げる委員は、校長が指名する。

3 委員は、自らが研究者となる研究計画の審査に加わるできない。

(任期)

第4条 前条第1項第三号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究主事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要あると認めたときは、第3条に規定する委員以外の者を委員

会に出席させ、意見を聴くことができる。

(審査)

第7条 倫理的妥当性の審査が必要な研究者（複数の者で行う研究についてはその代表者）より審査申請があったときは、当該研究の倫理上の審査を行う。

2 審査の手続き等に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 委員会の審議事項のうち、重要な事項については、本校執行会議の議を経なければならない。

2 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和4年9月29日 制定）

1 この規則は、令和4年9月29日から施行する。

2 この規則の実施後、最初に任命される第3条第1項第三号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず令和5年3月31日までとする。

附 則（令和7年5月29日 一部改正）

この規則は、令和7年5月29日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和7年12月9日 一部改正）

この規則は、令和7年12月9日から施行する。